施設管理班の業務

1　施設・設備の点検、対応 …… 2

2　運営で使う部屋などの指定、表示 …… 2

3　生活場所の整理、プライバシー確保 …… 3

4　照明（消灯） …… 4

5　飲酒・喫煙 …… 4

6　見回り・夜間の当直 …… 5

7　防火対策 …… 5

8　防犯対策 …… 6

9　女性や子どもへの暴力防止対策…… 7

プライバシーの保護

　業務で知りえた個人情報は、避難所運営のためだけに利用し、本人の同意を得た場合を除き、避難所閉鎖後も含め、絶対に口外しないこと。

施設管理班の業務１	実施時期	展開期～
施設・設備の点検、対応		

（１）施設の安全点検（柏市様式１　施設被害状況報告書）

- □ 避難所となった建物の応急危険度判定を実施していない場合は、応急危険度判定士による応急危険度判定を行う。応急危険度判定士がいない場合は、すみやかに柏市災害対策本部に派遣を要請する。
- □ 応急危険度判定や設備点検の結果、危険と判定した場所への立ち入りを禁止し、出入口をロープで封鎖し、「立入禁止」の張り紙などで表示して進入できないようにする。

（２）設備の確認、修繕依頼

- □ マニュアル本編(8)を参考に、ガスや電気、水道、電話、放送、トイレなど設備の状況について点検する。
- □ 修繕が必要な箇所についての要望を施設管理者に提出する。
- □ 発電機や照明機器、通信手段など資機材の調達が必要な場合は、食料・物資班に依頼する。

施設管理班の業務２	実施時期	展開期～
運営で使う部屋などの指定、表示		

- □ 総務班や要配慮者班、食料・物資班と連携し、マニュアル本編(9～11)を参考に、施設管理者と協議の上、立入禁止にすべき場所、避難所運営で使う場所などを指定する。
- □ 立入禁止とした場所や避難所運営のために使用する場所は、出入口に張り紙などして明確に表示する。
- □ 駐車場は身体障害者等を除いて原則として避難者の駐車を禁止する。

施設管理班の業務３		
生活場所の整理、プライバシー確保	実施時期	**展開期～**

（１）通路の確保

□ 避難所利用者が生活する場所には、通路を設ける。

＜通路を設ける際の注意＞

・室内は土足厳禁とする。
・布団を敷く所と通路を区別する。
・主な通路は、車いすも通行できるよう幅 120cm 以上確保する。
・各世帯の区画が必ず１箇所は通路に面するようにする。

（２）トイレの確保、設置

□ トイレを確認する。
→確認の結果、使用しないと決めたトイレは、貼り紙などで使用禁止を表示する。

□ トイレの数が足りない場合は、災害用トイレ（仮設トイレ、簡易トイレ、携帯トイレなど）を食料・物資班に依頼する。

□ 総務班、要配慮者班、施設管理班と連携し、災害用トイレの数や設置場所を決める。

□ 災害用トイレが搬送されたら、所定の場所に設置する。

（３）プライバシーの確保

□ 避難所利用者が生活する場所には、原則、避難所利用者以外立ち入らないようにする。

□ 避難所利用者からプライバシーの確保などの要望があった場合は、敷物や段ボールなどのパネルで仕切り、各世帯の境界を明確にできるようにする。

施設管理班の業務４	実施時期	展開期～
照明（消灯）		

- □ 避難所利用者の生活場所などの消灯時間を決め、**避難所でのルール（県様式 4～）**に記載し、情報掲示板へ掲示する。
- □ 消灯時間になったら、避難所利用者が生活する場所は照明をおとす。
- □ 安全や防犯対策のため、廊下やトイレ、避難所運営に必要な部屋などは消灯時間後も点灯したままとする。
- □ 屋外に設置した災害用トイレなど、夜間照明が必要な場所に非常用電源などによる照明を設置する。

施設管理班の業務５	実施時期	展開期～
飲酒・喫煙		

- □ 避難所での飲酒や喫煙のルールを決め**避難所でのルール（県様式 4～）**に記載し、情報掲示板へ掲示する。
- □ ルールに基づいた飲酒・喫煙を徹底するよう避難所利用者に伝える。

（１）喫煙

- □ 施設管理者と協議の上、避難所利用者が生活する場所から離れた屋外に喫煙場所を設置する。（避難所内の防火対策及び受動喫煙防止のため）
- □ 喫煙場所には、灰皿、消火用水バケツを設置し、吸い殻の処理や清掃は、喫煙者自身に行ってもらう。

（２）飲酒

- □ トラブル防止のため、飲酒を控えるよう呼びかける。

施設管理班の業務６ **見回り・夜間の当直**	実施時期	**展開期～**

（１）見回り

- □ 避難所敷地内にある危険な場所や死角になる場所などを確認しておく。
- □ 女性や子どもに対する暴力防止や、避難所内の不審者排除のため、昼間・夜間に２人１組で避難所内外の見回りを行う。とくに、危険な場所や死角になる場所は定期的に警備する。
- □ 見回りの際は、腕章やビブス（ゼッケン）などを着用する。
- □ 避難所利用者の配置の変更などに合わせて、見回り場所の見直しを行う。

（２）夜間の当直

- □ 各運営班と協力し、夜間当直体制を組む。
- □ 当直者は、各運営班の班員による交代制とし、避難所運営本部室などで仮眠をとる。

施設管理班の業務７ **防火対策**	実施時期	**展開期～**

- □ 建物内は原則、火気厳禁・禁煙とする。
- □ 火気を取り扱う場所には、必ず消火器と消火用バケツを設置する。
- □ 部屋ごとに火元責任者を決める。
- □ 冬季の暖房は、館内暖房設備を優先して使用する。
- □ 電力が復旧していない場合などに、建物内で石油ストーブなどの暖房器具を使用する場合は、火災防止のため十分注意を払うよう**避難所利用者の事情に配慮した広報の例（巻末参考資料）**を参考に、**避難所でのルール（県様式 4～）**などを用いて、避難所利用者全員に伝える。
- □ 当番を決めて、**避難所の火災予防のための自主検査表（県様式 37）**に基づき毎日検査をする。

施設管理班の業務８	実施時期	展開期～
防犯対策		

□ 多くの人が出入りする避難所の出入口付近に総合受付を設け、総務班などの受付担当者が外来者を確認できる体制をとる。

□ 夜間、避難所の出入口となる扉や１階部分の窓は原則施錠する。ただし、避難所運営本部室に近い扉を１箇所だけ開けておき、当直者が、夜間に出入りする人を確認できる体制をとる。

□ 避難所内でトラブルが発生したときは、避難所利用者の組長などが複数人ですみやかに対応する。

＜トラブル発生時の注意＞

・自分から声をかける
・相手の言い分をよく聞く
・あくまでも冷静、論理的に説明する
・できること、できないことを明確にする
・納得するまで説明する

□ 避難所内での盗難や、女性や子どもなどへの暴力、性的暴力などの犯罪防止のため、避難所利用者の事情に配慮した広報の例（巻末参考資料）を参考に、避難所利用者全員に注意喚起を行う。とくに、女性や子どもへの暴力・性暴力防止については、要配慮者班と連携して取り組むこと。

＜犯罪防止のための注意喚起＞

・人目のないところやトイレには一人で行かない。
・明るい時間帯に行動する。
・移動する際はまわりの人に声を掛け合う。　など

□ 必要に応じて、近隣の警察署に巡回や女性警察官の派遣を依頼する。

□ 警察署から不審者情報を入手したら、情報班と連携し避難所利用者の事情に配慮した広報の例（巻末参考資料）を参考に、避難所利用者全員に知らせる。

施設管理班の業務９	実施時期	展開期～
女性や子どもへの暴力防止対策		

（１）女性が使用する場所への配慮

- □ 女性用トイレ、更衣室、授乳室など女性が使用する場所は、異性の目が気にならない場所に設置するなど工夫する。
- □ 避難所として使える場所に余裕があれば、女性が安心して過ごせる女性専用スペースを設ける。（生理用品や下着など女性用物資の配布や、着替えや仮眠場所としての利用、夜泣きする子どもを抱えた人の利用など）

（２）女性や子どもへの暴力防止対策の検討

- □ 避難所内の危険な場所や死角になる場所を把握しておく。
- □ 施設管理者と連携し、女性や子どもへの暴力を防ぐための対策を検討する。
- □ 必要に応じて近隣の警察署に巡回や、女性警察官の派遣を依頼する。

（３）女性や子どもへの注意喚起

- □ 女性や子どもなどへの暴力や性的暴力の被害を防ぐため、防犯ブザーやホイッスルを配給し、携帯するよう呼びかける。
- □ 女性や子どもに対し、犯罪防止のための注意喚起を行う。

＜犯罪防止のための注意喚起＞

・人目のないところやトイレには１人で行かない。
・必ず２人以上で行動する。
・なるべく明るい時間帯に行動する。
・移動する際はまわりの人に声を掛け合う。　　など